

## 令和4年度 多治見市全体財務書類 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### ② 無形固定資産・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・再調達原価

なお、一部の連結対象団体（地方公営企業）においては、原則、取得原価としています。

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・取得原価

##### ② 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 貯蔵品・・・先入先出法による原価法

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10年～65年

工作物 3年～80年

物品 2年～17年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。)

## (5) 引当金の計上基準及び算定方法

### ① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率または実積率等により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率または実積率等により、徴収不能見込額を計上しています。

### ② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

### ③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、土地開発公社に対する債務保証額を計上しています。

### ④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

## (6) リース取引の処理方法

### ① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

### ② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

## (7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（定期預金）

基金に属するものは含んでいません。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

## (8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

## 2 重要な会計方針の変更等

変更はありません。

## 3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

#### 4 偶発債務

##### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
土地開発公社		20,000 千円		20,000 千円

##### (2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものはありません。

#### 5 追加情報

##### (1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結 の方法	比例 連結割合
水道事業会計	地方公営 事業会計	全部連結	—
下水道事業会計			
農業集落排水事業会計			
病院事業会計			
駐車場事業特別会計			
国民健康保険事業特別会計			
介護保険事業特別会計			
後期高齢者医療特別会計			

##### (2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

##### (3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

##### (4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲 庁内組織において売却予定とされている公共資産

イ 内訳 事業用資産 57,501 千円 (12,168 千円)

    土地 57,501 千円 (12,168 千円)

令和 5 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

上記の括弧書きは貸借対照表における簿価を記載しています。